

ファクトシート 5 - 法廷規定 (Forensic provisions)

Mental Health Act 2000 (精神保健法。以下『Act』) は、強制患者が犯罪に問われた場合に、犯罪責任能力と裁判に対する適性度を診断する方法を定めるものです。Act は、特に、司法手続きを続行すべきか否かを判断する上での患者に対する司法手続きについて判断する方法も定めています。その方法は、Act の第 7 章に記されています。

法廷規定はいつ適用されるのですか？

法廷手続きは通常、強制治療命令 (involuntary treatment order) を受けている患者が告訴された場合や法廷命令 (forensic order) を受けている患者が告訴された時点で開始されます。この場合、精神保健局長官 (Director of Mental Health) に通知され、司法手続きは保留となります。

患者の治療に携わる精神科医は、精神保健局長官に患者の精神状態を 21 日以内に報告しなければなりません。

この期間中、患者の治療が影響されることはありますか？

ありません。患者は、強制治療命令または法廷命令に基づき引き続き治療を受けることができます。しかし患者が特殊患者 (classified patient) の場合は特殊扱いとなり、特別な条件が課せられます (例：制限付き地域治療 (limited community treatment) に関する承認など)。ファクトシート 4 - 特殊患者 (Classified patients) をご参照ください。

精神科医が報告した後はどうなりますか？

精神科医から報告を受けた精神保健局長官は、告訴に関する判断を公訴局長官 (Director of Public Prosecutions) または精神保健裁判所 (Mental Health Court) に照会しなければなりません。

精神保健局長官が情報を照会する前に強制治療命令または法廷命令が解除された場合は、司法手続きが再開します。

公訴局長官は何を決めるのですか？

告訴内容が以下の場合、精神保健局長官は公訴局長官に情報を照会します：

- 単純な犯罪の場合
- 重大ではない起訴犯罪の場合

- 重罪の場合で、精神保健局長官が、犯行時の患者の精神状態が異常でなく、患者が裁判を行える状態である、と確信した場合。

公訴局長官は、以下の決定を下すことができます：

- 司法手続きを続ける（判決を下すために裁判所に戻す）
- 司法手続きを中止する
- この件について、精神保健裁判所に照会させる

公訴局長官の決定は、患者の治療に影響しますか？

影響しません。患者は、強制治療命令または法廷命令に基づき引き続き治療を受けることができます。

精神保健裁判所とは何ですか？

最高裁判所の裁判官が精神保健裁判所の所員として任命され、精神保健裁判所を構成します。裁判官は単独で任務を遂行し、判決を下しますが、2名の精神科医が同席して司法精神鑑定の観点から助言を行います。

精神保健裁判所は訴訟手続きに関して尋問する権利を施行して様々な事柄に対して完全な調査を実施し、法的審理上、証拠能力がないようなものも採用する権力を持ちます。通常、審理は一般公開されます。

精神保健裁判所への照会方法は？

精神保健裁判所に照会することができるのは、被告人または被告人の法廷代理人、司法長官 (Attorney-General)、公訴局長官、精神保健局長官です。

精神疾患を患っている人、または、知的障害を抱えている人に関して照会できます。

精神保健裁判所は何を判断するのですか？

精神保健裁判所は通常、起訴犯罪について判断を下しますが、被告人が単純な犯罪についても罪を問われている場合は、その両方について判断します。

裁判所が決定する事項：

- 犯行当時の精神が異常な状態であったかどうか（刑事責任を問える状態であったかどうか）
- 現在裁判を行える状態にあるかどうか。裁判を行えない状態の場合、その状態は永久的なものかどうか

その犯罪に関する申し立てが審理中の場合、裁判所は精神の異常性については判断できません。

被告人が裁判を行える状態にある、と判断された場合はどうなりますか？

被告人が裁判を行える状態にある、と判断された場合は司法手続きが再開します。被告人は、継続中の強制治療命令または法廷命令に基づき、引き続き治療を受けることができます。

被告人の精神異常が認められた場合や、裁判を行えない状態であることが判明した場合はどうなりますか？

被告人の精神異常が認められた場合や、永久的に裁判を行えない状態であることが判明した場合は司法手続きを中止します。また裁判所は被告人に対し、**法廷命令**を発令する場合があります。

裁判を行えない状態が一時的なものである場合は司法手続きが保留され、精神保健調査裁定機関 (Mental Health Review Tribunal) により定期的にその状態が検査されます。裁判を行える状態になった時点で司法手続きが再開されます。この場合、精神保健裁判所は**法廷命令**を発令しなければなりません。

法廷命令が発令された場合はどうなりますか？

法廷命令が発令された場合、被告人は法廷患者として認定精神保健施設に拘留されます。精神保健裁判所は、制限付き地域治療を承認する場合があります。

法廷命令は精神保健調査裁定機関 (Mental Health Review Tribunal) により定期的に調査されます（ファクトシート 6 - **精神保健調査裁定機関 (Mental Health Review Tribunal)** をご参照ください）。裁定機関は、法廷患者に対して制限付き地域治療を承認し、**法廷命令**の解除を促進する権利を持ちます。制限付き地域治療の決定には厳格な条件が設けられており、裁定機関は患者に対する治療の必要性や、地域の安全も考慮しなければなりません。

詳細は下記までお問い合わせください

Mental Health Act Liaison Officer
Mental Health Branch
Queensland Health
GPO Box 48
BRISBANE Q 4001

電話：1800 989 451 または 07 3234 0417

Eメール：mha2000@health.qld.gov.au

ウェブサイト：www.health.qld.gov.au/mha2000